

# 6

## 計画の推進に向けて

食育を推進していく上で、県民一人ひとりが食に関わる問題を自らの問題として捉え、主体的に取り組むことが重要であるとともに、家庭、保育所・幼稚園・学校、地域や関連団体等、それぞれが役割を分担・連携しながら、面的な広がりをもった県民運動として食育を実践していく必要があります。

### (1) 計画の推進体制

#### 【県の推進体制】

##### ●和歌山県食育推進会議、食育推進本部の設置

平成18年9月に、教育関係者、健康・栄養関係者、消費者団体、生産者・事業者団体、地域活動団体、メディア関係者、学識経験者、行政等で構成する和歌山県食育推進会議を設置しました。

また、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県庁内の関係部局による和歌山県食育推進本部を設置しています。

##### ●食育推進連絡会議の設置

県の振興局を中心として、関係団体で構成する食育推進連絡会議を各地方ごとに設置し、地域の特性に応じた食育を推進します。

#### 【市町村の推進体制】

##### ●市町村食育推進会議等の設置

地域の特性を活かした食育を推進するためには、より県民に身近な行政機関である市町村が食育に取り組むことが必要となります。

このため、市町村段階において、市町村食育推進会議等を設置するなど、幅広い分野の関係者、関係団体の意見も聞きながら、地域の特色をより一層活かした市町村食育推進計画を策定する必要があります。

### (2) 関係者の役割

#### 【県の役割】

国や市町村、関係者・機関・団体との連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むとともに、食に対する意識の高揚や食育に取り組む機運の醸成に努め、食育を県民運動として推進します。

### 【市町村の役割】

家庭や保育所・幼稚園・学校、地域を結び、関係者・機関・団体との連携を図りながら、地域の特色を活かした食育の推進に積極的に努めるものとします。

### 【家庭の役割】

県民一人ひとりが、家庭における食育が重要な役割と再認識し、日々の生活において、食に関する知識の習得や望ましい食習慣の形成等に積極的に努めるものとします。また、他の関係団体等と連携し、食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

### 【教育関係者等の役割】

保育所・幼稚園・学校の教育関係者は、食に関する関心及び理解を増進する上で重要な役割があることから、栄養教諭等が教科と連携した食育を推進するよう努めるものとします。また、他の関係団体等と連携し、食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

### 【生産者の役割】

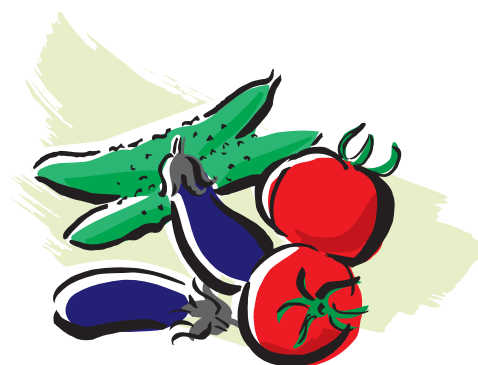
農林水産業に関する様々な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、県民の理解を深めるとともに、地産地消への取組を推進するよう努めるものとします。また、他の関係団体等と連携し、食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

### 【食品関連事業者の役割】

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者等は、安全性の確保、食品の適正表示や栄養成分等の情報提供に取り組むよう努めるものとします。また、他の関係団体等と連携し、食育の推進に取り組むよう努めるものとします。

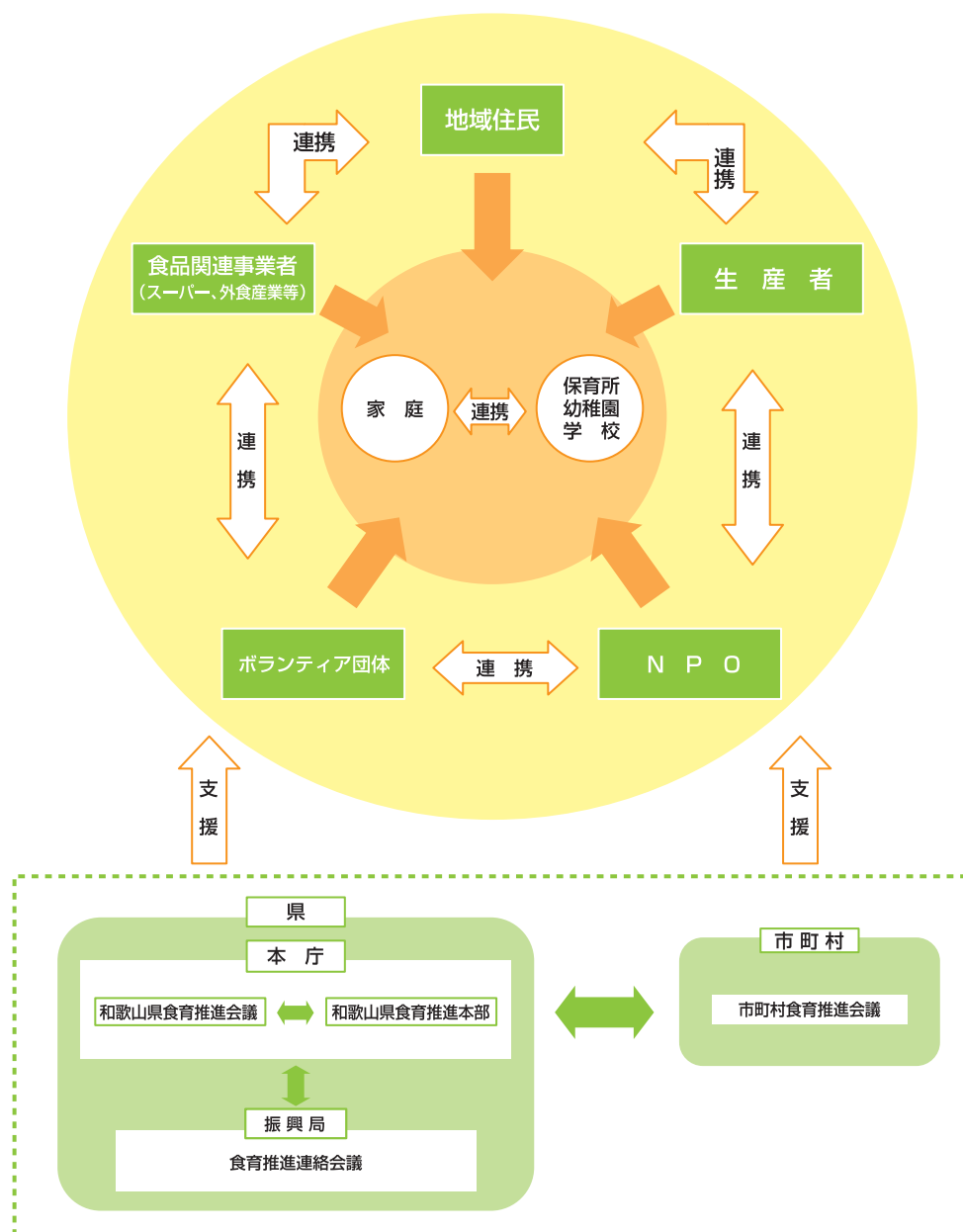
### 【NPO、民間団体の役割】

食育推進に取り組むNPO、民間団体は、望ましい食習慣の実現、食に関する知識向上に関する食育講座や食文化を伝承するための料理教室の開催などを通じ、県民に対する食育の普及啓発に取り組むよう努めるものとします。また、他の関係団体等と連携し、食育の推進に取り組むよう努めるものとします。



### (3) 関係者の連携

《食育推進に係る連携体制イメージ図》



### (4) 計画の推進・進行管理

この計画に位置づけられた食育の各種取組は、県及び各種団体、関係者が相互に密接に連携し、総合的、計画的に推進するとともに、県の施策の進行管理については県食育推進本部が行い、それぞれ、毎年度、県食育推進会議に報告します。

また、本計画の目標年次である平成23年度までに、状況の変化等が生じた場合は、必要な措置を講じることとします。